主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件申立理由は、末尾添付の裁判の解釈を求める申立書記載のとおりである。

しかし、裁判の解釈の申立は、刑訴法五〇一条に明定されている如く、「刑の言渡を受けた者」が、「裁判の解釈について疑があるとき」、「言渡をした裁判所」に対しなすべきものであり、本件申立は同条の要件に該当しないから、不適法として棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年一二月二四日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 石
 坂
 修
 一

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 垂
 水
 克
 己